明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（六三）　三
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（六四）　三六
〔政　令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（三一七）　四二
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（三一八）　四二
〔府　令〕
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則（内閣府五一）　四三
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（同五二）　四四
〔府令・省令〕
○内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（内閣府・文部科学・厚生労働七）　五〇
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働七）　五一
〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁七〇）　五一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産関係　五二

本号で公布された法令のあらまし

◇農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（法律第六三号）（農林水産省）

一　農業協同組合法の一部改正関係

1　組合の事業運営原則の明確化

㈠　農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とすることとした。（第七条第一項関係）

㈡　組合は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこととした。（第七条第二項関係）

㈢　組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないこととした。（第七条第三項関係）

2　組合員の自主的組織としての組合の運営の確保

組合は、事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならないこととするとともに、専属利用契約に関する規定及び回転出資金を廃止することとした。（第一〇条の二等関係）

3　理事等の構成

農業協同組合（経営管理委員を置くものを除く。）の理事の定数の過半数は、原則として、認定農業者又は農畜産物の販売その他の事業若しくは法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこと等とした。（第三〇条第一二項等関係）

4　組合の組織変更等

組合は、新設分割をすること、又はその組織を変更し、株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合及び医療法人になることができるものとした。（第七〇条の二～第七〇条の八及び第四章関係）

5　農業協同組合中央会制度の廃止

㈠　農業協同組合中央会の制度を廃止することとした。（旧第三章関係）

㈡　都道府県農業協同組合中央会は、施行日から三年六月を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、その組織を変更し、会員である組合の組織、事業及び経営に関する相談に応ずること等の事業を行う農業協同組合連合会になることができることとした。（附則第一二条～第一七条関係）

㈢　全国農業協同組合中央会は、移行期間内に、その組織を変更し、社員である組合の意見を代表すること等を主たる目的とする一般社団法人になることができることとした。（附則第二一条～第二五条関係）

6　信用事業を行う農業協同組合等の会計監査人の設置

㈠　一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、その計算書類及びその附属明細書について会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けなければならないこととした。（第三七条の二、第三七条の三等関係）

㈡　政府は、監査の移行に関し、監査法人等が円滑に監査の業務を行うことができることについて適切な配慮をするとともに、円滑な移行を図るため、関係機関による協議の場を設けることとした。（附則第五〇条関係）

二　農業委員会等に関する法律の一部改正関係

1　農業委員会の事務の重点化

㈠　農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行うこととした。（第六条第二項関係）

㈡　農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないこととした。（第六条第三項及び第三八条関係）